

令和2年度信州屋根ソーラー普及動画制作・発信業務 仕様書（案）

1 委託業務名

令和2年度信州屋根ソーラー普及動画制作・発信業務

2 業務の目的

長野県では、2019年12月に「気候非常事態宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロ（ゼロカーボン）にする目標を掲げ、徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでいる。固定価格買取制度の売電価格が低下する中、自家消費型へのシフトを推進するため、多くの県民に再生可能エネルギーへの関心を高め、太陽光発電設備及び蓄電池の更なる普及促進を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約の日から令和3年3月19日（金）まで

4 委託業務内容

（1）動画制作

ア 企画構成

（ア）基本コンセプト

太陽光発電設備等の普及促進を促すため、次の内容を盛り込むこと。

- ・太陽光発電設備等を設置する意義が伝わること。
- ・住宅用及び事業所用の太陽光発電設備等の設置が促進されること。
- ・FIT価格が低下する中、売電中心の考え方から自家消費型へシフトすることで、経済性が確かに見込めること。
- ・ゼロ円モデル（PPAモデル）と言われるような初期費用が低減できるモデルを紹介すること。
- ・太陽光発電設備等を設置することで得られるメリットにより、快適な生活が営めることがイメージできること。
- ・太陽光発電設備等の設置に係る利用事例を知ることができること。
- ・太陽光発電設備等を廃棄する際など、不安や疑問点が解消されること。

（イ）その他コンセプト

- ・自然エネルギー分野に携わっていない一般県民の方々が見ても興味を持てる動画とすること。
- ・家の新築を検討する際に、太陽光発電設備等の設置の有意性が感じられるような動画とすること。

（ウ）その他

- ・動画の出演者は、委託者から紹介のあった者、又は、受託者において適格者を選定し、委託者の了解を得たものとする。
- ・企画構成の決定は、あらかじめ委託者と協議すること。
- ・動画は、ある程度の年数で継続して使用することを想定すること。
(ホームページ・SNSへの掲載、県・市町村の普及活動及び設置事業者による営業活動等に使用。)

イ 撮影

- ・撮影にドローンを使用する場合は、あらかじめ委託者と協議をすること。なお、撮影にあたっては、JUIDA（一般社団法人日本UAS産業振興協議会）の安全ガイドラインを満たした撮影を行うこと。
- ・ドローン等の無人航空機使用にあたっては、国土交通省から無人航空機の飛行に係る許可・承認を得ていること。
- ・危険な撮影手法は行わないこと。
- ・撮影にあたっては新型コロナウイルス感染症防止対策を講ずること。

ウ 編集

- ・上記4ア 企画構成を踏まえたうえで、5～10分程度の動画2本の制作を原則とするが、提案により時間及び本数の変更も可能とする。
- ・動画には必要に応じて、字幕スーパー、テロップ、BGM等を入れ、編集すること。
- ・BGMを使用する場合には、オリジナル音楽または自由に使用可能な音楽を使用すること。

エ 手続等

- ・納品までに、委託者による映像校正及び修正の指示を最低2回は行うこと。
- ・撮影にあたっては、法令等に基づく撮影許可申請や映像に登場する法人・個人等についての撮影許諾等は、受託者の責任で行うこと。
- ・映像内の肖像権や施設等はSNS等へ掲載しても問題の無いものにする。
- ・撮影に伴う経費（施設入場料、交通費、出演者に係る経費等）は、全て委託料に含まれる。
- ・屋外での撮影については、撮影スポットの特性等を考慮し、天候や光の方向等の条件が整ったときに実施すること。

(2) 動画配信

- ・制作した動画をYouTubeで配信することとし、Web広告やSNS等を活用し、多くの人に動画を視聴してもらうための工夫をすること。

- ・動画の配信期間は2か月程度とし、時期は、委託者と協議すること。
- ・動画の配信に係る調整、それに伴う経費は、全て委託料に含まれる。
- ・動画を見て興味をもった人が、さらに詳しい情報を得ることができるように、太陽光発電に関する県関連サイト等への誘導を図ること。

(3) その他動画を用いた普及啓発（自由提案）

- ・上記（2）のほか、動画を用いた太陽光発電設備等の設置の普及啓発について提案すること。

5 成果品

- ・動画を収録したDVD-R5部（複製可能な形式での提出）
- ・事業実績報告書（任意様式、動画配信・その他普及啓発の実施結果について）
（紙、電子媒体の形式で提出）

6 その他

- ・本業務により成果物の著作権は委託者に帰属することとし、委託者は事前連絡無く無償で加工及び二次利用できること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、受託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できること。納入される成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- ・本業務の実施に当たり、受託者は委託者と十分調整すること。
- ・本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、業務の進捗状況について、報告を求めることができる。
- ・この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議の上、定めることができることとする。